

令和3年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

2. 自然とのふれあいの推進

(2) 自然環境の地域資源としての活用

③ ラムサール条約湿地の宍道湖・中海における、保全と活用を両立した「賢明な利用」の推進

(1) 事業目的

平成17年11月、宍道湖と中海はラムサール条約※1湿地として登録されました。この条約の3つの柱である、「保全再生」、「賢明な利用」及び「交流・学習」を推進し、貴重な地域資源を活用した地域振興を進めます。

(2) 取組状況

令和2年度に実施した主な取組は次のとおりです。

① 中海・宍道湖一斉清掃

鳥取・島根両県、沿岸市、住民等が協働し、毎年「中海・宍道湖一斉清掃」を環境月間である6月の第2日曜日に実施していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しました。

② 子どもラムサール交流会

両湖を保全再生し、賢明に利用する取組を次世代に引継ぐため、両湖の周辺で活動する子どもたちと他の登録湿地で活動する子どもたちとの学習交流を鳥取県と共同で例年実施していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しました。

③ 大型水鳥普及啓発

冬季の宍道湖に生息、飛来する水鳥や水辺に関心をもってもらうため「水鳥観察会」を令和2年12月に宍道湖周辺の観察スポットで実施しました。

【参加者数：11人】

④ 宍道湖・中海の魅力展

両湖の魅力あふれるおでかけスポットと、両湖の恵みを次世代に引継ぐための取組を紹介するパネルの移動展示を10箇所で開催しました。

⑤ ラムサール条約登録15周年記念事業

鳥取県と共同で登録15周年記念イベント「地域の宝を未来へつなごう」を開催し、その様子を収録した動画を県ホームページに公開しました。

《用語解説》

※1 ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971年（昭和46年）に採択、1975年（昭和50年）に発効し、日本は1980年（昭和55年）に加入。国際的に重要な湿地の保全及びそこに生息、生育する動植物の保全、適正な利用を推進することを目的としています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379